

《 備考 》

- 1 添付書類 地区整備計画に定められた内容がわかる書類を添付すること。
位置図・配置図・平面図・立面図・断面図
その他〔 垣・さくを設ける場合は、その内容の分かる図面
道路からの地盤高さの分かる図面など 〕
- 2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分毎に記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、②(ロ)(Ⅲ)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、③(イ)敷地面積欄及び延べ面積欄(欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計)について記載すること。
- 6 同一の土地の区域について2以上の種類の変更を行おうとするときは、一の届出書によることができる。